令和３年 美 郷 町 議 会 議 事 録

第２回 定例会（第１号）

招集年月日	令和３年　６月　１日					
招集の場所	美　郷　町　役　場　議　会　議　場					
開会日時及び宣告	開 会	令和３年　６月　１日　　午前　９時３０分				
		議　長　　佐　竹　一　夫				
	散 会	令和３年　６月　１日　　午前１０時５１分				
		議　長　　佐　竹　一　夫				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席１２名 欠席　０名 凡例 ○ 出　席 △ 欠　席 × 不応招 ○△公務欠	議席番号	氏　　名	出席等の別	議席番号	氏　　名	出席等の別
	議　長（１１）	佐　竹　一　夫	○	6	藤　原　修　治	○
	副議長（５）	福島教次郎	○	7	岩　根　和　博	○
	1	日　髙　　学	○	8	山　本　幹　雄	○
	2	中　原　保　彦	○	9	安　田　勝　司	○
	3	波多野康博	○	１０	籏　根　正　一	○
	4	原　克　美	○	１２	西　嶋　二　郎	○

会議録署名議員	９番	安田勝司	１０番	籏根正一
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	岸本建夫	健康福祉課長	松嶋由香里
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	山根啓史
	総務課長	木川士朗	山くじらブランド推進課長	安田亮
	企画推進課長	石田圭司	建設課長	永妻孝司
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	添谷正夫
	美郷暮らし推進課長	旭林修範	教育課長	漆谷千鳥
	会計課長	井上陽生		
職務により議会に出席した者の職・氏名	議会事務局長　井原武徳 議会事務局員　大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和３年美郷町議会第２回定例会議事日程

（第　１　号）

令和３年６月１日（火）　午前９時３０分 開会

日程	事　　件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	発委の上程、説明、質疑、討論及び表決 発委第　１号　美郷町議会会議規則の一部を改正する規則について 発委第　２号　美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例について
5	請願・陳情の委員会付託
6	報告事項 報告第　１号　令和２年度美郷町一般会計繰越明許費について 報告第　２号　令和２年度美郷町簡易水道事業特別会計繰越明許費について 報告第　３号　令和２年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費について
7	議案の上程、説明 【条例案】 議案第４２号　美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第４３号　新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律及び

	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 【予算案】 議案第４４号　令和３年度美郷町一般会計補正予算（第２号） 議案第４５号　令和３年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号） 議案第４６号　令和３年度美郷町下水道事業特別会計補正予算（第１号） 議案第４７号　令和３年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第１号） 議案第４８号　令和３年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第１号） 議案第４９号　令和３年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） 【一般事件案】 議案第５０号　専決処分の承認を求めることについて 議案第５１号　専決処分の承認を求めることについて 議案第５２号　専決処分の承認を求めることについて

（開会　午前　９時　３０分）

●佐竹議長

おはようございます。全議員出席であります。

ただ今から令和３年美郷町議会第２回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、９番・安田議員、１０番・籏根議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日１日から１０日までの１０日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認め本定例会の会期は、本日から１０日までの１０日間とすることに決定いたしました。

日程第３、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

●佐竹議長

番外、町長。

●嘉戸町長

議員の皆さん、おはようございます。議長よりご許可をいただきましたので、４点、ご報告を申し上げます。

１点目は、新型コロナウイルスワクチン接種の状況、今後の予定についてです。第１段として、高齢者等施設の入所者職員を対象とした接種を実施しています。特別養護老人ホーム２施設と、養護老人ホーム１施設につきましては、４月２６日から予防接種を開始し、５月２１日までに２回の接種を完了しています。また障害福祉施設１施設については、５月１８日に、１回目の接種を実施し、２回目は３週間後の６月８日を予定しています。現在までに施設の入所者、職員全体で１回接種、２回接種を含めて３１０人の方が接種をしておられます。６５歳以上の高齢者につきましては、４月１２日から予約受け付けを開始し、５月２４日から第１回目の予防接種を町内３医療機関で開始をしています。５月２１日時点の予約状況では、対象者２１２１人中１６２９人の方が接種予約をされ、５月２８日時点で既に３２４人が医療機関で接種をされています。先ほど申し上げました施設入所者の接種済み高齢者と予約をされた高齢者を含めると計１９０６人が予約または接種済みです。これは町の高齢者の８９．９％が接種または接種予約をされていることになり、高齢者のワクチン接種につきましては、７月末にほぼ完了する見通しです。今後の予定について申し上げます。

高齢者の接種の次には６０から６４歳の方と新型コロナウイルス感染時に重症化しやすい基礎疾患や重度障害のある方を対象とした接種を実施します。予約受付に関しましては６月２日から開始をする予定にしております。そして、その後に６０歳未満の方の予防接種を順次実施していく予定です。国からのワクチンの配布状況によりますが、９月末には、接種を希望される町民の予防接種を完了したいと考えています。尚、ワクチン接種予約のキャンセルが出た場合につきましては、ワクチンが無駄になることがないような体制をとっています。予約前日までに連絡があった場合には、健康福祉課で調整をし、当日、キャンセルが出た場合は、医療機関の近所の方などの予約対象者リストを事前に医療機関ごとに作成をしております。引き続きワクチン接種の予約開始などの情報につきましては、広報、ＩＰ放送、町のホームページ等を通じて、随時住民にお知らせをしていきます。

２点目は美郷バレーの取り組みについてです。１つ目に麻布大学フィールドワークセンター開設後の動きです。３月２４日の開設式には、議員全員の皆様のご出席をいただき、ありがとうございました。議会での講演の機会もいただき、浅利学長を初め、麻布大学の皆さんは大変感謝をしておられました。また、フィールドワークセンターの開設や、美郷バレーの取り組みを島根県全域や高校に強くＰＲをして、町外との交流拡大や町の活性化はもちろん、受験生の増加につなげるために、３月末に、麻布大学浅利学長、山陰中央新報社松尾社長と私の３者対談を行い、企画特集として、新聞一面広告を掲載さしていただきました。各方面でも話題となり、大きなＰＲ効果がありました。センター長には、４月に麻布大学生命環境科学部教授となられたおおち山くじら研究所長の江口祐輔さんが就任をされています。さまざまな準備を進めるとともに、麻布大学本学とのリモート事業や、センター長・山くじら研究所長として、県内の公立高校との連携強化や、各方面への大学と美郷バレーへのＰＲ、認知度アップに積極的に動いていただいています。２つ目に美郷バレーキャラバンの取り組みについてです。４月から美郷バレーキャラバンと銘打ち、おおち山くじら研究所を中心に麻布大学フィールドワークセンター、４月に美郷町に営業所を開設したタイガー株式会社などの美郷バレー参画団体が地域に出向いての鳥獣害対策の取り組みを始めています。ご相談を受け、鳥獣害対策に主体的に取り組む意欲のある人、地域、学校、子ども会などを対象に集落点検や改善、言指導を行います。また、麻布大学フィールドワークセンターの教室を使った講座も予定しており、生涯学習の視点からの取り組みも進めていきます。この先行モデルとして、３月から上川戸と小林の２地域で住民の皆さんと一緒に取り組み始めており、５月２８日には邑智小学校５年生を対象に、教育委員会地域住民で、第１回目の山くじら学習を開催しています。また雅ねぇこと井上雅央さんによる研修会も予定しています。早速、今月には公民館活動の一環として、都賀公民館、都賀行公民館で実施予定です。美郷バレーキャラバンなどの取り組みを通じて、美郷バレーの取り組みや麻布大学フィールドワークセンターを町民に身近に感じていただき、地域との交流を一層深めて、地域の活性化につなげてまいりたいと思います。

３点目に、令和２年国勢調査の速報値等についてです。令和２年１０月１日を調査期日と

して実施をした令和２年国勢調査につきまして、総務省の公表前に島根県が独自に取りまとめた速報結果が４月１４日に公表されました。美郷町の速報値は世帯数が１８４７世帯、人口が４３５５人となりました。人口につきましては、５年前と比較して５４５人の減で、減少率は１１．１％と県下で最も高い減少率となりました。世帯数につきましても１６３世帯の減で、減少率８．１％と、これも県内最も高い減少率となっています。尚、速報島根県人口移動調査のデータを参考に分析すると、５年前と比較して自然減は低く抑えられており、これは町の子育て支援等の施策の効果と思われます。一方で社会減は５年前を上回っており、町内での進学、就職等が難しいため、転出をやむなくされるということが主な理由として推察をされます。いずれにしましても、今回の調査結果には、改めて強い危機感を持って取り組んでいく必要があると考えます。従来の定住対策が踊り場を迎えていることから、町長就任以降、若者定住住宅以外の新たな定住対策の検討や事業化も進めてまいりました。住宅施策の大幅リニューアルや、メニューの充実、有資格者雇用や新規中途採用支援などの雇用対策の強化や、サテライトオフィスの新設といった都市からの新たな人の流れづくりの取り組みも進めております。また美郷バレーを初めとした関係人口、交流人口の拡大の取り組みも単に来訪者の増加にとどまらず、麻布大学や企業の進出という大きな効果を生んでいます。そして美郷町の強みを生かし、良い関係人口と言える活動人口の拡大に向けた検討も進めています。これまで、種をまき、様々な検討、準備を進めてまいりました定住対策も含めた様々施策が動き出し、目に見えるようになってきています。また、新型コロナの影響によって、都市中心の価値観が転換し、都市から地方へ、目が向けられようとしています。新たな定住対策、美郷町の強みを生かした対策を今後も進めて反転攻勢をかけていきたいと考えています。別紙に令和２年国勢調査結果、島根県速報のデータを掲載さしていただいておりますので、詳細につきましては、後ほどご確認いただければと思います。

４点目の工事発注状況につきましては、２月下旬から５月までの状況をタブレットに配信しておりますので、ご覧いただければと思います。以上で行政報告を終わります。

●佐竹議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第４、発委の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

お手元に配布してあるとおり、議会運営委員会から発委第１号、美郷町議会会議規則の一部を改正する規則についてと発委第２号、美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されておりますので、これら２件を一括して上程いたします。

お諮りします。

発委第１号、発委第２号ともに提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

●佐竹議長

ご異議なしと認め、提案理由の説明を省略することといたしました。

それでは初めに発委第１号美郷町議会会議規則の一部を改正する規則について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

●佐竹議長

挙手全員であります。よって発委第１号は原案のとおり可決されました。

次に発委第２号、美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例について、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（なしの声）

●佐竹議長

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りします。

原案のとおり決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

●佐竹議長

挙手全員であります。よって発委第２号は原案のとおり可決されました。

日程第５、請願・陳情の委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に受理しております請願・陳情は、お手元にお配りしております文章表のとおり

であります。会議規則第９２条第１項並びに会議規則第９５条の規定により、産業建設委員会へ付託いたしますので、審査調査をお願いいたします。

日程第６、報告事項を議題といたします。

報告第１号から報告第３号までの報告事項３件について、順次説明を求めます。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

それでは報告第１号、令和２年度美郷町一般会計繰越明許費について、ご説明を差し上げます。先の定例会において、翌年度の繰り越し見込額を１８億１４９０万２０００円としてご承認をいただきましたが、３５の事案で、以後精査をした上で、繰越計算書として報告をさせていただくものです。最終的な事案は、一事案の追加、一事案は繰越額不足によるものです。事案追加は、資料にあります款２総務費です。こちらは、理由としましては、款２の総務費麻布大学フィールードセンター（美郷バレー）情報発信事業です。金額は１３２万円です。理由としましては、最終専決をさせていただきました補正第１７号で、麻布大学フィールードセンター開設などの一連の美郷バレーへの取り組みについて、新聞紙面を活用した情報発信を年度末から、４月冒頭に実施することがタイムリーであるため、２年度、最終の補正１７号で繰越事案に追加をさせていただきました。また繰越額、増額事案につきましては、２ページ中ほど９消防費、項１消防費、防災拠点整備事業です。こちらにつきましては２６９万５０００円を加えるものです。事業の自体の繰越に合わせ、事業管理委託も年度内に執行が見込めないことから、このことが増額の要因です。他の事案につきましては、いずれも見込み額の範囲内での繰越額となっております。これをもって精査の結果、総計は１７億５８９万６２３４円とさせていただきました。以上、報告第１号について説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

報告第２号、令和２年度美郷町簡易水道事業特別会計繰越明許費についてご説明いたします。先般の定例会におきまして、翌年度の繰越見込額を７５９万２０００円として、ご承認いただきました事業につきまして、以後、精査をした上で、今回、繰越計算書として報告をさせていただくのでございます。繰越しました事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の料金システム、キャッシュレス化更新業務３９７万円、水道管システムのクラウド接続事業３６２万２０００円でございます。承認していただきました額と同じ７５９万２０００円の繰越額とさせていただきました。以上、報告第２号について、ご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。引き続き報告第３号、令和２年度美郷町下水道事業特別会計繰越明許費についてご説明いたします。これも同じく、先の定例会におきまして、翌年度の繰越見込額を２６３万円としてご承認いただきまし

た事業でございます。以後、精査をした上で、繰越計算書として報告をさせていただくものでございます。繰越しました事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の料金システムキャッシュレス化更新業務でございます。金額は２６３万円の繰越額とさせていただきました。以上、報告第３号についてご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

以上で報告事項の説明が終わりました。

日程第７、議案の上程、説明を議題といたします。本定例会に提案を受けております議案は、条例案２件、予算案６件、一般事件案３件の計１１件であります。議案第４２号から議案第５２号までの１１議案を一括上程いたします。

初めに、議案第４２号から議案第４３号までの条例案２件について、順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第４２号、美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明いたします。初めに改正の趣旨について、ご説明いたします。本町の国民健康保険税の税率につきましては、平成３０年度に国保の運営主体が広域化されたタイミングで、将来的に、島根県内統一化した保険料率が示されることを見込んで、税率を引き下げる改定を行っております。平成３０年当時、美郷町は国保加入者一人当たりの所得が低く、全国平均の半額以下、県内でも一番低い水準であったため、所得に対する保険税の割合を示す保険料負担率が２２％を超える状況にありました。当時、島根県から美郷町に示されました標準保険料率では、応能分、応益分の割合が極端に応益分に偏っておりましたが、加入者に均等に負担いただく応益割を高水準に設定することは、さらに負担感を増すことになるため、応能と応益のバランスをほぼ５０対５０に設定した経緯がございます。保険者の広域化から２年が経過した令和２年度には保険税の税率を見直し、改定を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による町内経済への影響等を鑑み、やむを得ず税率を据え置くこととしました。この間、町から県へ納付する国保事業費納付金の財源としまして、保険税で賄い切れずに生じた不足分につきましては、国保基金を取り崩す形で対応してまいりましたが、令和２年度末時点での基金の残高は、積立当初の金額の半額以下となる３５００万円にまで減少しております。この度の税率改定は、昨年来、島根県から示される標準保険料率が引き上げられたことによる現行保険税率との乖離を段階的に是正し、将来を見据えた健全で安定的な国保事業の運営を目指すものであります。保険税の引き上げ率は、急激な引き上げとならないよう考慮した上で、今年度と令和４年度の２段階での引き上げを予定しています。尚、今回上程いたします保険税の改定につきましては、昨日開催いたしました美郷町国民健康保険運営協議会におきまして、委員の皆様に承認をいただいてい

るものでございます。それでは、具体的な改正内容の説明をさせていただきます。新旧対照表の方でご説明をしたいと思いますので、お手数ですが、新旧対照表をご覧ください。１ページをお願いします。第３条で被保険者に係る所得割額の割合を規定しておりますが、この所得割額の率を８．０％から８．２５％に引き上げでございます。この所得割率は、いわゆる応能割に当たるもので、美郷町では、県の示す標準保険料率よりも高く設定しております。続きまして第５条では、被保険者均等割額について、被保険者一人当たり２万２０００円を２万５０００円に引き上げでございます。第５条の２では、世帯別平等割額について規定しています。２ページをお願いします。一般世帯、一世帯当たりの平等割額１万４０００円を１万７３００円に、また、特定世帯につきまして７０００円を８６５０円に、特定継続世帯につきましては、１万５００円を１万２９７５円に、それぞれ引き上げるものでございます。この均等割、平等割といった応益分につきましては、加入されている被保険者に平等にご負担いただくものであることから、所得の低い方への負担割合の軽減、また、応能分とのバランスも考慮して、これまで美郷町は県内でも一番低い金額を設定しておりました。しかし、国保事業を運営する保険者が広域化され、県内で統一された事業運営がなされている状況で、高成長の１つであります美郷町だけが他の市町と比較して、極端に低い保険料を設定し続けることは、健全な国保財政の運営と相反するものとなります。さらに当町が取り組む保健事業等への評価をもとに交付される保険者努力支援交付金の算定にもマイナスの影響を与えかねず、ひいては、国保運営全体への悪影響を及ぼすことも考えられます。国保事業の運営主体であります島根県が、県内で統一的に健全な運営を目指していくためにも、今回の税率改定は避けられないものであります。補足させていただきますが、今回の税率改定を行ってもなお県から美郷町に示されています標準保険料率よりも低い保険料の設定となります。続きまして２ページ、第７条の２では、後期高齢者支援分の均等割額について７０００円を８３００円に引き上げるものでございます。第７条の３では、後期支援分の平等割額を一般世帯で５５００円を６６００円に、特定世帯で２７５０円を３３００円に、特定継続世帯で４１２５円を４９５０円にそれぞれ引き上げるものでございます。第９条の２では、介護分の均等割額を５５００円から６９００円に引き上げるものでございます。第９条の３では、介護納付分の平等割額を４０００円から５２００円に引き上げるものでございます。３ページをお願いします。続きまして、第２３条です。２３条は、国保税の軽減について規定をしており、前年の所得等に応じてそれぞれ応益部分の軽減を行うことを規定しております。はじめに第１項第１号ですが、第１号は７割軽減の関係になります。医療分、後期高齢者医療分、介護納付分の均等割、平等割につきまして、それぞれアからカまでのところで規定しておりますが、それぞれ第５条から第９条の３に規定しています基本となる金額の７割を軽減するものでございます。同じく４ページの第２号では、５割軽減、５ページ６ページにあります第３号では２割軽減を規定しております。一つ一つの説明は省略させていただきますが、保険税率の引き上げを行うことに伴い、軽減の対象となる被保険者及び世帯の限度額を引き上げるものでございますので、対象となる世帯につきましては、引き続き現

行と同様の軽減が受けられることになります。また、現在も続くコロナ禍の状況にあって、この影響を受け、事業収入等に一定の減額が見込まれる場合には、保険税の減免を行うことができる規定を設けておりますが、この対象期間を１年間延長し、令和４年３月３１日までとしております。要件に該当される場合には、ご相談をいただきたいと思います。昨年度、令和２年度の県内の各自治体の一人当たり保険料調定額の比較では、美郷町は県内で一番低い金額で、一人当たり年額６万４０３２円となっております。これは最高額となった西ノ島町の９万６３１４円により３万２０００円低く、また県平均の８万８３２６円よりも約２万４０００円低い金額でした。今回の税率改定を行いますと、この金額が７万３７４９円に引き上げられますが、それでもなお県平均を１万５０００円程度下回る金額となります。以上のことからも、今回の税率改定は、当町の今後の国保事業運営を見据えたところで必要不可欠なものと考えております。何卒ご理解をいただきますようお願いいたします。続いて、附則の説明につきましては、お手数おかけしますが、改めて文の３ページをご覧ください。１の施行期日につきましては、公布の日から施行することを規定しております。２の適用区分としまして、改正後の規定は、令和３年度分の保険税について適用し、令和２年度分までの保険税につきましては、従前の例によることとしております。以上で議案第４２号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、総務課長。

●木川総務課長

上程いただきました議案第４３号、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明をいたします。この条例は、新型コロナウイルス感染症を定義している題名の法律と政令だが改廃されたことに伴いまして、これらの法令の規定を引用しております関係条例について、引用している法令条項を改正するものでございます。まず題名で示す２つの法令の今回の条例改正と関連する点について申し上げます。１つ目に新型コロナウイルス感染症は、これまで感染症の予防及び感染症の患者に対する法律、第６条８項の指定感染症として位置づけられていましたが、同法第６条７項の新型インフルエンザ等感染症に位置づけられました。また、もう一つの政令の制定により、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されております。新旧対照表により説明をさせていただきます。１ページをお願いいたします。第１条では、美郷町職員の特殊勤務手当に関する条例を一部改正いたします。附則第２項、感染症防疫作業従事手当の特例中で引用する新型コロナウイルス感染症を、指定感染症として定める等の政令第１条を感染症の予防及び感染症の患者に対する法律第６条７項第３号に改めます。２ページをご覧ください。第２条は、美郷町国民健康保険条例を一部改正いたします。附則第６項、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金で引用する新型インフルエンザ等対策特別措置

法附則第１条の２を第１条と同様に改めます。３ページをお願いします。第３条は、美郷町新型コロナウイルス感染症感染者等の差別偏見等防止条例を一部改正いたします。第２条第１号、定義中で引用する新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第１条の２第１項を第２条と同様に改めます。なお、附則で定める施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしております。以上で議案第４３号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

次に、議案第４４号から議案第４９号までの予算案６件について、順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

それでは上程をいただきました議案第４４号、令和３年度美郷町一般会計補正予算第２号について、ご説明を申し上げます。補正第２号は、主に新型コロナウイルス感染症に係る支援関連や、４月の人事異動に伴う歳出構成が主なものです。後ほどの専決で報告しますが、本年度補正第１号に対し、歳入歳出それぞれ２０２５万３０００円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６４億６４０６万９０００円とするものです。第１表、歳入歳出予算補正の歳入です。事項別明細書でのご説明としますので、８ページをお願いします。まず、款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目１民生費国庫補助金です。子育て生活支援特別給付事業補助金。こちらは、先の専決でありますものと、また違うものでして、低所得者を対象としました補助金事業です。３６０万８０００円を国庫金として計上しております。款１８繰入金、項２基金繰入金、目１財政調整基金繰入金です。こちらは財源不足に伴う増額で１５００万繰入金としております。その下、款２０諸収入、項７雑入、目５雑入です。９消防費雑入１３４万５０００円は、消防団員の退職報償金として、消防団員、公務災害基金より繰り入れるものです。その下、款２１町債、項１町債、目７教育債、過疎対策事業債３０万円増額です。内訳としましては、給食センターにあります真空冷却機、こちらの方で予算の増の計上させていただいております。続いて、歳出です。４月の人事異動に伴います人件費の再編成、こちらの方ですが、一般会計では総体で１６３万７０００円の減額です。また増減する他の５つの会計の人件費と合わせますと、全体では３０５万４０００円の減額となっております。減額の主な大きな要因としましては、職員の育児休暇の確定、こちらによるものでございます。ですから、この歳出につきましては人件費の部分については、こちらの説明に代えさせていただきます。では９ページをお願いします。すみません。１０ページをお願いします。款２総務費、項１総務管理費でございます。目は、６企画費です。こちらにありますその他負担金３００万円減額としてます。こちら活動人口創出を目的としたアドバイザー契約の経費を３００万円増。また、ＩＣＴ事業に係る人件費相当部分、こちら負担金の３００万円の減と、そして、コロナ禍において、帰省自粛をしている学生の応援事

業として４７万５０００円を増額をしておりまして、純増としましては、この００１企画費につきましては４７万５０００円、こちら方を増額としております。１１ページをお願いします。款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費です。説明欄では０１３子育て世帯生活支援特別給付金、こちら先ほどお話しました歳入で国庫補助金いただいておりますが、低所得者に対する補助金でございまして、次のページ、１２ページにあります補助金としましては、児童一人当たり５万円、６４人を計算をしております。それ以外、事務費としましたものを時間外から手数料までこちらの方で計上しております。１２ページの款３民生費、項１社会福祉費、目４老人福祉費です。説明欄の００２在宅介護支援費でございます。事業費自体は３８９万７０００円増額としておりますが、この中では、特に事務業務委託費３４０万円の計上をしております。これは、コロナ禍における介護予防教室をですね、拡充するということで、委託料として今回計上させていただいております。１３ページをお願いします。同じく款３民生費、項２児童福祉費、目４児童福祉施設費でございます。説明欄００２子育て支援事業費、こちらは先ほどのコロナ禍における経済的な支援というとこで、また町で単独事業としまして、ひとり親で、国基準においても対象外となるご家庭に対して、補助金として充てるものです。こちらは児童一人につき３万円、約３０人を想定して９０万円を計上させていただきます。少し飛びまして１５ページをお願いします。款６農林水産産業費、項１農業費、目３農業振興費です。説明欄０１２地域特産事業費３７０万を計上しております。こちらは当初予算でも計上はしておりますが、蕎麦の機械等の事業でございますが、蕎麦の機械の就農施設、こちらのスペースの問題がありまして、少し大きなスペースということでで、２２０万を増額、また、こちらの施設へ入る進入路、こちらの改修が若干必要でございまして１５０万。合わせて３７０万追加で計上させていただいております。次ページをお願います。款７商工費、項１商工費、目２商工業振興費です。こちら説明欄００１商工業振興費補助金３２５万円です。こちらもコロナ禍に向けた感染症対策支援ということで、特に飲食業等にですね、講じた補助を今回計上しております。そして、その下００３町民カード利活用事業、こちら補助金事務事業委託費として６２０万計上しております。主なものとしまして、こちらはですね、町内の飲食そして宿泊業の支援として、「みさとと。Pay」を活用したポイントを付与して、こちらの飲食業、それから宿泊業の町内利用を活性化させるものでございます。１８ページをお願いします。最下段、款９消防費、項１消防費、目２非常消防費です。説明欄００１非常備消防費報償金、歳入のところでも申しましたが、退団する消防団員が増えた為ですね。１３４万５０００円、こちら増額で計上をしております。２０ページをお願いします。款１０教育費、項７保健体育費、目３学校給食費です。説明欄００１学校給食費、機械器具費としまして２９万５０００円、真空冷却費予算、価格再調整の為ですね、２９万５００円を追加で計上させていただきました。最後に第２表地方債の補正です。少し戻っていただきまして、５ページをお願いします。下から５つ目になります。給食調理場施設整備等整備事業債、補正前は２９０万でございましたが、補正後３０万を追加した３２０万とします。地方債の合計は、これを加算した９億５６７０万となります。

起債の方法、利率償還の方法については、変わりはございません。以上で議案第４４号の説明を終ります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

上程いただきました議案第４５号、令和３年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第１号につきましてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ１万８０００円を減額し、歳入歳出予算総額を２億９５１９万円とするものでございます。主な理由は、人件費の精査による減額でございます。６ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。款５繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金。説明欄にございますとおり運転公債費分１万８０００円の減額でございます。次に、７ページをお願いいたします。歳出について、ご説明申し上げます。款１上水道費、項１簡易水道事業費、目１簡易水道事業費。説明欄にございますとおり、職員手当人件費の１万８０００円の減額でございます。以上で、議案第４５号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第４６号、令和３年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第１号について、ご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ１万１０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を３億１１５４万４０００円とするものでございます。主な理由は、人件費の精査等による減額でございます。６ページをお願いいたします。歳入につきましてご説明いたします。款４繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金でございます。説明欄にございますとおり運転公債費分として公共下水道繰入金３０００円の増、集落排水繰入金１万４０００円の減、合わせまして合計１万１０００円の減額でございます。次に７ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。上の表でございますが、款１下水道費、項１公共下水道事業費、目１特定環境保全公共下水道事業費でございます。説明欄にございますとおり、共済費負担金３０００円の増額でございます。次に目２特定環境保全公共下水道建設事業費でございます。説明欄にございますとおり、測量設計委託を１３００万円増額し、工事請負費を１３００万円の減額としてございます。これはストックマネジメント計画において、移動脱水車を更新することとしてございましたが、島根県が現在主体になって進めて、検討進めております下水道事業の広域化、共同化において、再検討した結果、１施設に汚泥を集め脱水する方法が最も安価であるということが分かったことにより、詳細な調査設計を行い、施設規模等再検討して進めることになったものによるものでございます。下の表、項２農業集落排水施設事業費、目１農業集落排水施設事業費でございます。説明欄にございますとおり、勤勉手当と人件費の方、１万４０００円の減額でございます。合わせまして、合計１万１０００円の減額となってございます。以上で、議案第４６号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第４７号、令和３年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第１号について、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ１８７万１０００円を減額し、予算総額を６億１５９１万５０００円とするものでございます。主な補正の理由でございますが、今定例会に上程しています国民健康保険税の税率改定によります保険税の増額及び本年４月の定期人事異動に伴います人件費の減額によるものでございます。それでは、６ページをお願いいたします。歳入でございます。款１国民健康保険税、項１国民健康保険税、目１一般被保険者国民健康保険税、補正額５９９万８０００円の増額でございます。これは、今回の税率改定を反映し、見込まれる保険税の増額分を計上するものでございます。次に款１３繰入金、項１基金繰入金、目１国保基金繰入金、補正額５９９万８０００円の減額でございます。こちらは、先ほどの保険税の増額に伴い、同額を基金繰入金から減額するものでございます。同じく繰入金、項２他会計繰入金、目１一般会計繰入金、補正額１８７万１０００円の減額でございます。こちらの詳細につきましては、歳出のところでご説明させていただきます。続きまして、７ページの歳出をお願いいたします。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、補正額１８７万１０００円の減額でございます。職員２名分の人件費を計上しておりますが、うち１名につきまして、このたびの人事異動によるものでございます。説明欄にありますように、給与で５０万３０００円の減額、その他各手当並びに共済組合負担金でそれぞれ増減がございまして、合計１８７万１０００円の減額となっております。続きまして款１２保健事業納付金につきましては、補正額の計上はございませんが、歳入のところで、保険税の増額を行ったことに伴い、それぞれ財源の更正を行うものでございます。以上で議案第４７号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、健康福祉課長。

●松嶋健康福祉課長

上程いただきました議案第４８号、令和３年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第１号について、ご説明いたします。これは、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３９万５０００円を追加し、予算総額を８２８８万９０００円とするものでございます。この主な補正内容の理由は、職員の昇格昇給によるものでございます。内容をご説明いたします。７ページの歳出をごらんください。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、補正額３９万５０００円でございます。これは説明欄にございますように、給料、職員手当、共済費等合わせまして、職員の昇格昇給によるものとして３９万５０００円を計上させていただきました。続きまして、６ページ歳入の方をご覧ください。款２繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金でございますが、その歳出に伴いまして、一般会計の繰入金を３９万５０００円補正、増額させていただいたものでございます。ご審議のほど、よろしく

お願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第４９号、令和３年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第１号について、ご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ８万８０００円を追加し、予算総額を１億９０８３万６０００円とするものでございます。主な理由は、本年４月の定期人事異動に伴います人件費の補正によるものでございます。それでは、６ページをお願いいたします。歳入でございます。款５繰入金、項１他会計繰入金、目１一般会計繰入金、補正額８万８０００円の増額でございます。詳細につきましては、歳出のところでご説明させていただきます。それでは７ページ、歳出をお願いいたします。款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、補正額８万８０００円の増額でございます。職員１名分の人件費を計上しておりますが、説明欄に記載がありますように、給与で２万１０００円の増額その他各手当及び共済組合負担金で増減がございまして、合計８万８０００円の増となっております。以上で議案第４９号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

次に、議案第５０号から議案第５２号までの一般事件案３件について順次提案理由の説明を求めます。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

それでは議案第５０号による専決処分第２号、令和２年度美郷町一般会計補正予算第１７号の報告を申し上げ、ご承認をいただきたく思います。補正予算第１７号は、歳入歳出それぞれ１９７１万８０００円を減額いたしまして、８８億２６６７万５０００円とするものです。専決の執行は、年度末の３月３１日としています。歳入につきましては、収入が確定いたしました地方譲与税、各種交付金、特別交付税の増額、また事業実績に伴い予定していた基金の繰り入れの減額や地方債の減額が概要です。それでは、歳入からご説明します。事項別明細書での説明になりますので、１１ページをお願いします。款２地方譲与税から１３ページの款１１交通安全対策特別交付金までは、収入額の確定による補正でございます。合計で７２１８万７０００円の増です。そのうち特筆するものは、１１ページ上段、款２地方譲与税、項４森林環境譲与税、目１森林環境譲与税４３２万２０００円を減額しておりますが、こちらについても減額の確定ということでご理解下さい。また、款１０次ページになります。ページ数は、１３ページをお願いします。１３ページ２段目、款１０地方交付税、項１地方交付税、目１地方交付税です。特別交付税が６９７１万１０００円の増額の確定となっております。こちらは、普通交付税と合わせた地方交付税は、今回合計で３４億６７９

３万２０００円となり、前年度が３３億２７９１万６０００円でございましたので、約１億４０００万円の増額と地方税となっております。今回、特に特別交付税が増えておる理由につきましては、町でやっております地方創生推進交付金、この事業の財源裏の５０％を特別交付税において算定されたことが増額要因というふうに考えております。歳出については、その下、１３ページ、款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目３土木費国庫補助金です。７００万の増額となっております。社会資本整備総合交付金、これは除雪費用のですね、対応分の増でございます。その下、総務費、目５総務費国庫補助金、説明欄では新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、これは事業費の変更によりまして、７３１万３０００円増額となっております。１４ページお願いします。款１８繰入金、項２基金繰入金です。目１財政調整基金繰入金、こちらにつきましては、５０００万、補正前では計上しておりましたが、皆減をしまして、５０００万減額の０円でございます。目２公共施設維持管理基金繰入金、公共施設維持管理基金につきましては、１９５０万減額をしております。これは当初大和荘の改修に伴う備品を想定をしておりましたが、備品費の減によりまして、１９５０万減額をしております。後、１３頑張れ美郷町寄付金基金繰入金、また１４番の地域振興基金繰入金、そして次ページの地域公共交通維持確保基金繰入金。これにつきましては、一般財源への振り替えということで、減額をしております。１５ページをお願いします。款２１町債、項１町債、目１総務費、ユートピア事業債につきましては８０万円で、増額の確定でございます。その下、過疎対策特別事業費２６０万の減額ですが、事業等の縮小によって、２６０万の減額でございます。以下、今のところから、款、次ページ１６ページの目７共済費、教育費ですね、こちらまでが、各事業費の確定に伴います増減でございます。その下目８災害復旧債、現年一般単独災害復旧事業債、こちらは１７９０万増額しまして、現年小災害復旧事業債、こちらを同じく１７８０万減額をしております。これは、公共事業につきましては、今回の災害につきまして激甚災害とならずですね、小災害を単独災害に振り替えたものでございます。一番下の１３減収補てん債でございます。２９０万減額です。こちらは法人事業税分、また地方消費税交付金の算定増に伴いまして、こちらの減収補てん債を減額して借り入れるものでございます。続いて歳出です。歳出につきましては、財源構成の事案以外のものついての主なものについて、ご説明を差し上げます。１７ページです。款２総務費、項１総務管理費、目１総務管理費、説明欄００１広告料ございます。これ、最終補正で上げました麻布大学のフィールドワークセンター開設に係る広告、新聞社等の広告の費用でございます。一段飛びまして、目５財産管理費です。００１財産管理費、基金元金の積立金を４９３万９０００円計上しております。これは、公共交通維持確保基金で積み上げておりますが、ＪＲからの協力金から、沢谷駅のトイレ整備経費を工事をした差し引いたものを今回残額として計上しております。その下、もう１つ飛びまして、目１０諸費です。一部事務組合につきまして８２万１０００円、これは事業費負担金が一般管理費としての負担金が減額したものでございます。目１２電子計算費です。説明欄００２電算共同処理費１１３３万２０００円減額をしております。内訳としましては情報システム改修において、当初の

計画よりも減額での実行ができたということで、減額になっております。１８ページをお願いします。款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費です。説明欄００４介護保険費、こちらも介護保険事業者からの戻し入れ、８６０万飛んで１０００円です。款４衛生費、項１保険衛生費、目１保健衛生総務費です。００１保健衛生総務費１０１万８０００円減額しております。邑智病院の組合負担金、こちらがですね、減額で確定したものでございます。その下款４衛生費、項２清掃費、２塵芥処理費、またその下、３し尿処理費。どちらもですね、邑智郡事務組合の負担金が確定して、減額したものでございます。２１ページお願いします。中段、款９消防費、項１消防費、目１常備消防費、００１常備消防費です。こちらは、江津邑智消防組合負担金、こちらも減額の事業負担金確定ということで、１０８万１０００円減額をしております。最後２３ページをお願いします。一番最後のですね、款１４予備費、項１予備費でございます。こちらは、歳入予算額のですね、調整増としまして３０万７０００円を今回増額で計上しております。第２表のですね、繰越明許費、こちらにつきましては、先ほど報告をさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。戻っていただいて、８ページをお願いします。第３表、地方債の補正でございます。地方債につきましては、先ほど町債の方でですね、ご説明をさせていただきましたので、個々にはご説明を割愛させていただきます。全体としまして補正前の限度額から、１０００万減額しまして、総額１６億２３０万円となりました。起債の方法、利率、償還の方法については、変わりはありません。以上、議案第５０号による専決処分第２号、令和２年度美郷町一般会計補正予算第１７号について、ご報告をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、住民課長。

●行田住民課長

上程いただきました議案第５１号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。専決処分の理由でございますが、地方税法及び地方税法施行例の一部を改正する法律が、令和３年３月３１日に公布され、その一部が４月１日に施行されるものであったことから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき関連する美郷町税条例等につきまして、専決処分を行ったものでございます。具体的な改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきたいと思います。改正内容は、大変複雑で改正条項の数も多くなってございますので、上位法の改正に伴う引用条項の整備によるものなどにつきましては、説明を省略させていただければと思います。主なものについてのみご説明をさせていただきます。それでは新旧対照表をお開きください。１ページ、左上第１条と記載がございます。こちらの第１条からご説明いたします。まず１ページ、第３６条３の２第４項並びにその次にございます第３６条３の３第４項に関連するところでございます。こちらは給与所得者並びに公的年金等受給者の扶養親族、申告書の提出に関する条項ですが、所得税における見直しと同様に税務関係書類の電子化推進の観点から、電子提出の要件でございます税務所長の承認を不要とする改定が行われたことによるものでございます。続きまして２ページ、第５３条

の９に第３項及び第４項を追加しております。こちらも先ほどと同様に退職所得申告の電子提出の要件であります税務所長の承認を不要とする改定が行われたことによるものでございます。続きまして５ページ、附則第１１条から６ページ、附則第１２条並びに８ページの附則第１３条でございますが、令和３年度固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の負担調整措置につきまして、現行の仕組みを３年延長する改定が行われたことによるものでございます。続きまして附則第１５条、特別土地保有税の課税の特例でございますが、こちらも、対象期間が３年延長され、令和３年度から令和５年度とされたことによるものでございます。９ページ、附則第１５条の２、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定でございますが、環境性能割の税率を１％を軽減する臨時的軽減措置の対象が令和３年３月末から９カ月延長され、令和３年１２月末までに取得したものとされたことによる改定でございます。続きまして１０ページ、附則第１６条軽自動車税の種別割の税率の特例でございます。こちらは軽自動車税の種別割の税率を燃費性能等により軽減するグリーン化特例のうち５０％軽減及び２５％軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で特例の期限を２年間延長し、令和３年４月１日から令和５年３月３１日までに取得したものにつき、翌年度の課税分に適用することとする改定でございます。１３ページ、附則第２５条、新型コロナウイルス感染症等にかかる住宅借入金等特別税額控除の特例でございます。第２項に控除の適用期間を１３年間とする特例の期間延長等、今回の所得税における、措置の対象者につきまして、適用の各年において７所得税額から控除しきれない額を現行制度と同じ控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除する改定が行われたことによるものです。なおこの措置による減収分につきましては、全額国費で補てんされます。続きまして、１４ページ、第２条関係でございますが、こちらは令和２年美郷町条例第２１号による美郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。こちらは法改正に合わせた改正を行ったことにより生じた項ずれを反映するものでございます。以上で、新旧対照表でのご説明を終わります。続きまして、本文の改め文をお願いいたします。改め文６ページをお開きください。この改正条例の附則でございます。第１条で、この条例は令和３年４月１日から施行するとしております。以降、第２条では町民税に関する経過措置、第３条では、固定資産税に関する経過措置、第４条では、軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定しておりますが、いずれも新条例の適用は、令和３年度分からとし、令和２年度以前のものは、従前の例によるものとするものでございます。以上で議案第５１号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

議案第５２号による専決第４号、令和３年度美郷町一般会計補正予算第１号の報告を差し上げ、ご承認をいただきたく思います。本補正は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中でひとり親世帯に対し、全国一律に支給される制度に、こうした迅速な対応とし

て、４月１３日に専決処分について執行をさせていただきました。ご承認をいただいております当初予算に対し、歳入歳出の総額をそれぞれ３８１万６０００円を増額いたしまして、６４億４３８１万６０００円とさせていただいております。係る予算の財源としましては、歳入７ページをお願いします。款１４国庫支出金、項２国庫補助金、目１民生費国庫補助金でございます。こちら子育て世帯生活支援特別給付金補助金としまして、３８１万６０００円を計上しております。続いて８ページの歳出をお願いします。款３民生費、項１社会福祉費、目１社会福祉総務費でございます。説明欄０１３同様に給付金でございますが、消耗品からリース料まで、こちら事務費等で３６万９０００円、そして、児童一人当たり５万円の給付で、３４５万円の補助金として、合わせて３８１万９０００円でございます。以上議案第５２号により専決処分、令和３年度美郷町一般会計補正予算第１号について、ご報告をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●佐竹議長

全議案の説明が終わりました。

尚、議案及び報告事項に対する質疑は３日に日程を取りますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は３日木曜日、定刻より開きます。

本日はこれをもちまして散会といたします。

また、この後１１時からこの場におきまして、全員協議会を開きますのでよろしくお願いをいたします。

（散会　午前　１０時　５１分）